

平成29年6月29日
北陸信越運輸局

貸切バス適正化機関を指定しました

～安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて～

本日、北陸信越運輸局長は、「一般社団法人北陸信越貸切バス適正化センター」を、道路運送法第43条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化機関として指定しましたので、お知らせします。

【これまでの経緯】

- 平成28年1月15日 長野県軽井沢町でスキーバス事故発生
- 平成28年6月3日 国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、あのような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめ
- 平成28年12月2日 監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、適正化機関が巡回指導等を行うための負担金徴収制度の創設の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立
- 平成29年4月17日 適正化機関となるべく「一般社団法人北陸信越貸切バス適正化センター」設立

【適正化機関の概要】

指定日 平成29年6月29日
名称 一般社団法人北陸信越貸切バス適正化センター
所在地 新潟県新潟市中央区出来島1丁目4番16号
代表理事 藤堂史明（新潟大学准教授）
指定区域 新潟県、長野県、富山県及び石川県

【問い合わせ先】

自動車交通部旅客課 高山、新田
電話025-285-9154

1. 適正化機関の活用

○国は悪質事業者に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェックして悪質事業者を洗い出す。

